様式第十一号(第十条の十関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業廃棄物処理業 | 廃止変更 | 届出書 |
| 　　　年　　月　　日　熊本県知事　木村　敬　様届出者　〒　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 　月　 　日付け第　　　　 　　　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について　　　したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。廃止変更 |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。) |  |  |
| 変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項) |
|  | （変更の内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
|  | （ふりがな）名称 | 住所 |
|  |  |  |
|  | （変更の内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 |  |
| 備考１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日（登記事項証明書を要する場合は３０日）以内に提出すること。２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

(日本産業規格　Ａ列４番)

（特別管理）産業廃棄物産業廃棄物処理業変更届出における添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № |  　変　更　す　る　内　容 |  　　　添　　　付　　　書　　　類　 |
| １ | **氏名又は名称** | 【個人の場合】　①住民票の写し（本籍は省略しないで下さい）　②成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）【法人の場合】 ①定款(原本証明必要)又は寄附行為、　②履歴事項全部証明書 |
| ２ | **法定代理人**（法第14条第5項第2号ﾊに規定する者） | ①住民票の写し（本籍は省略しないで下さい）②成年後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されてないことの証明書）③誓約書（以上は新任の役員又は株主等がいる場合のみ）【役員の変更及び株主・出資者が法人の場合】①②③に加え、④登記事項証明書（法人登記）※役員変更の場合、履歴事項全部証明書を添付すること |
| **役員** |
| **株主・出資者**（100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者） |
| **政令使用人**（施行令第6条の10に規定する者） |
| ３ | **事務所及び事業場の所在地** | ①付近の見取図 |
| **住所** | 【個人の住所・法人の本店所在地が変更の場合】①に加え、②住民票又は履歴事項全部証明書（法人登記） |
| **駐車場**※地目が「田」「畑」になっている土地は、転用の手続が確認できる書類が必要です。 | 【駐車場の変更の場合】①に加え、③駐車場の見取り図④駐車場の土地の登記事項証明書⑤（賃借の場合）使用承諾書 |
| ４ | **廃止**（一部廃止又は全部廃止） | ①許可証の原本 |
| ５ | **積替施設** | 熊本県産業廃棄物指導要綱の規定に従い、手続きを行うこと。 |
| **処分施設の規模等** |

※１～３の変更で許可証の書換えを要する場合は、従前の許可証の原本を添付すること。

**（役員変更の記入例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 代表取締役　熊本太郎取締役　　　天草一郎取締役　　　阿蘇次郎（新任の役員）取締役　　　八代四郎 | 代表取締役　熊本太郎取締役　　　天草一郎取締役　　　阿蘇次郎（辞職者）取締役　　　有明三郎 |

**（株主変更の記入例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 　熊本太郎　５０株（５０％）天草一郎　２０株（２０％）阿蘇次郎　１５株（１５％）（新株主）八代四郎　１５株（１５％） | 　熊本太郎　５０株（５０％）天草一郎　３０株（３０％）阿蘇次郎　１５株（１５％）（旧株主）有明三郎　５株（５％） |

※上記の記入例のとおり変更届出書に記入してください。なお、役員又は株主が多数で届出書に記入することが困難な場合は、別紙を作成して添付してください。その際、届出書には「別紙のとおり」と記入してください。

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

熊本県知事　木村　敬　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

※第14条　（略）

　２～４　（略）

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　（略）

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

へ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　※第７条　（略）

　　２～４　（略）

　　５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　　一～三　（略）

　　四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　ハ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ニ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　へ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ～ル　（略）

事務所・事業場の付近の見取図

|  |
| --- |
| ＊半径２㎞程度の見取図を記入してください。 |